

「はい、こちら企業の労働110番です」。

電話は、製造業のA社の社長さんからでした。

「おたくもご存知のように、うちの会社は特定適用事業所というのにあたるよ

# 名北協会相談員日誌 77

## こちら企業の労働110番です



名北労働基準協会専門員

社会保険労務士

河村亜実

### 短時間労働者に対する社会保険適用拡大

A社の社長さんがおっしゃるように、昨年10月より社会保険の加入者が常時500人を超える企業は「特定適用事業所」となり、そこに勤務する短時間労働者（勤務時間・日数が常時雇用者の4分の3未満で、1週の所定労働時間20時間以上、②雇用期間が1年以上見込まれること、③賃金月額8・8万円以上、④学生ではないこと、この全ての要件に該当する労働者は、

かりなのに、従業員数が減ったからといってまたすぐに社会保険から抜けてもらわなきゃいけないのかね」と、とても困っています。

入している従業員の人数が500名を超えるなくなつてしまふんだ。10月にパートさんに加入してもらつたばかりなのに、従業員数が減ったからといってまたすぐに社会保険から抜けてもらわなきゃいけないのかね」と、とても困っています。

社会保険の適用対象となりました。

ただA社のように事業の影響による従業員数の減少で、「特定適用事業所」に該当・不該当を繰り返すようでは、一旦社会保険に加入されたパートさんに迷惑がかかってしまいますし、会社としても手続きに困つ

逆に、一旦「特定適用事業所」となった企業が従業員数の減少により要件に該当しなくなつた場合、社会保険加入者の4分の3以上の同意を得ることにより「特定適用事業所」でなくなる「該当届」を提出して、「特定適用事業所」でなくなることを出来ます。

このような措置により、A社のように何らかの影響で従業員の増減が起つたときに、パートさん

を社会保険に加入させたり、脱退させたりといふことを繰り返さずに済むので、ご安心ください。

この他にも、実は平成29年4月から社会保険加入者数が500人以下の企業等においても、労使の合意（i、従業員の過半数で組織する労働組合の同意、iiに該当する組合がなければ、iii、従業員の過半数を代表する者の同意、iv、従業員の2分の1以上の同意のいずれか）があれば上記のような短時間労働者を加入させることができます。

になり、企業規模に関わらず社会保険適用の拡大が可能となりました。

社会保険の加入手続きは複雑で、多くの企業が細かいところまで手が回らないのが実情です。

そこで、当協会では、6月より全4回にわたる「労働実務専門講座」を開講します。講座では社会保険の手続きに関する講座もございます。

また、当協会の関連団体「社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング」では、多くの社会保険労務士と連携を取り、社会保険の事務委託を行っています。社会保険の加入・講習会受講等についてお気軽にお相談ください。

ご相談は、「企業の労働110番」（☎052-961-7110）まで。

イラスト・森沢康代（愛知労務管理コンサルティングでは、活動趣旨に賛同し、ご協力頂ける社会保険労務士の先生を募集しています）

うで、昨年の10月から一部のパートさんにも短時間労働者として社会保険に加入してもらつたんだよ。ただ、実は4月から受注が大幅に減少することが決まっていて、社会保険に加



たしまいますよね。

実は、会社の社会保険加入者数が何か事業の影響等で500人を超えてなくなつたりしても、一旦「特定適用事業所」として扱われた会社は特に手続きをしなくとも、引き続き「特定適用事業所」として取り扱われることとなつているのです。